

## 東大和市健幸都市宣言（素案）について

市では、平成27年度から平成32年度までの6か年を計画期間とする「東大和市健康増進計画」を平成27年3月に策定し、健康増進施策を推進してまいりました。

この計画の基本理念であります、「生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくることができるまち」を前提として、更なる健康寿命の延伸を図るため、健幸：「健康」と「幸せ」は、すべての人の願いであるとの考えから、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語を用いた「健幸都市」の実現に向け、市の取組を推進していくことを目的とした「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を平成31年3月に策定いたしました。

「健幸都市」は、個人による健康づくりと社会的な支えが結びついて、はじめて実現いたしますことから、個人が自助努力をしやすい環境を整えるとともに、市だけではなく、市民、企業、団体などの様々な関係者が協力して健康寿命の延伸に取り組んでいく契機とするため、「東大和市健幸都市」として、令和2年度の市制50周年の記念すべき節目の年に合わせ実施し、市内外に広く宣言してまいりたいと考えております。

このたび、「東大和市健幸都市宣言」（素案）をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

## 1 解説

「東大和市健幸都市宣言」は、その前文で、  
東大和市は、多摩湖のほとりの自然と文化に恵まれたまちであること、  
また、平和な世の中でだれもが自分らしく豊かな人生をおくることはすべての人の願いであること、  
そして、一人ひとりが協力して限りある命を大切に健康で幸せに暮らせる「健幸都市」を目指して、宣言することを謳っております。

また、「東大和市健幸都市宣言」の本文では、  
「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」に掲げる5つの取組方針を基本として、  
・楽しく運動を続け、身体のしなやかさやたくましさ機能を保つこと、  
・おいしく食べて、良好な身体を保つ食生活を実践すること  
・社会活動に参加し世代をこえて人とふれあい楽しく交流すること  
・健康状態を確認するためすすんで健診を受けること  
・ともに協力して笑顔を大切にし喜びを感じながら生活すること  
といたしました。

## 2 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本宣言に利害関係があると認められる個人
- (7) 本宣言に利害関係があると認められる法人等

## 3 意見の提出期間

令和元年12月4日（水）から令和2年1月6日（月）まで（必着）  
※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしてのご意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 4 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内⇒市政⇒パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 福祉部健康課（東大和市立保健センター）、各公民館、市民センター

## 5 意見の提出先、方法及び提出様式等

### (1) 提出先

福祉部健康課（電話 0 4 2 - 5 6 5 - 5 2 1 1）

### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 福祉部 健康課（東大和立保健センター）
- ・ 郵送 〒 2 0 7 - 0 0 1 5 東大和市中央 3 - 9 1 8 - 1  
東大和市立保健センター宛
- ・ FAX 0 4 2 - 5 6 1 - 0 7 1 1
- ・ 電子メール kenkou@city.higashiyamato.lg.jp

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本宣言に利害関係があると認められる個人  
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本宣言に利害関係があると認められる法人等  
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 6 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和2年2月上旬に東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 7 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。